

## 2月臨時教育委員会議事録

1 日 時 平成30年2月9日(金) 午前10時30分から午前10時57分

2 場 所 宗像市役所 本館3階 301会議室

3 出席委員 委員 宮司葉子

委員 白石喜久美

委員 釜瀬計

教育長 遠矢修

4 その他の出席者 教育子ども部長瀬口健治、教育子ども部子どももグローバル人材育成課担当部長塔野賢一、経営企画部世界遺産登録担当部長中村時広、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、教育政策課長的野仁視、子ども育成課村上治彦、郷土文化課長吉原賢治、経営企画課世界遺産登録推進室長徳永淳、経営企画課世界遺産登録推進室主幹高倉庸輔、子ども育成課幼児教育係長早川靖彦、文化スポーツ課スポーツ推進係長新海香浪、教育政策課政策係長廣渡恵三、教育政策課政策係企画主査吉田宏枝

※傍聴なし

## 5 議案

① 議案第5・1号、宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例(案)に関する市民意見提出手続の意見及びその回答並びに同条例の制定について(資料1)

【承認】 おはようございます。世界遺産登録推進室の徳永でございます。本件5・1号議案につきましては、12月の定例教育委員会でご審議いただきました「宗像市世界遺産神宿る島宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例(案)」のパブリックコメントが、2月4日で終わりましたので、その結果のご報告と出されました意見に対する回答、そして最終的な条例案の内容についてお諮りするものでございます。それでは具体的な説明は、登録推進室の高倉からさせていただきます。

【経営企画課世界遺産登録推進室】 おはようございます、よろしくお願ひ致します。それではわたくしの方からご説明いたします。まず3ページ、パブリックコメントの結果でございますけれども、ご覧のように10人の方から、23件の意見が出ております。内容的には、文言の使い方や定義に関するものから、今後の世界遺産に関する施策や業務に関するものまで、幅広く貴重なご意見をいただきまして、これらのご意見の対応を検討してまいりました。

たけれども、結論としましては、ご覧のとおりでございますけれども、原案どおりということにさせていただきたいといふうに考えております。対応の主旨を申し上げますと、まず今回の条例は、その名前のとおり基本的な事項を定めるものということでございます。ご意見でいただきましたような、具体的な施策とか、業務に関するようなご提案については、今後のご参考にさせていただきたいといふうに考えております。また、世界遺産の保存と活用ということにつきましては、世界遺産条約の主旨・精神に則って、あるいは、文化財保護法を重視しながらやっていくというようなことで、第5条にも書いておりますけれども、世界遺産の保存と活用に関する施策を、今後総合的に企画・実施をしていきたいと考えておりますし、また併せまして構成資産はそもそもが全て文化財保護法に基づく、国指定史跡であるということにつきましても、来訪者や事業者も含めて、市民あるいは関係者に改めて働きかけ続けていきたいといふうに考えております。更に沖ノ島でございますけれども、観光利用的な観点から、ご心配していただく旨のご意見もあったのですけれども、この点につきましては第8条にも書いておりますとおりですが、顕著な普遍的価値、これに対する理解促進を今後もさらにはかっていきたいということで、それをもって沖ノ島をはじめとする構成資産を守っていきたいと考えております。なお、回答の中にも書いておりますけれども、この条例だけでは、なかなか説明し尽くせないものに関しては、別途作成いたします解説版の中で説明いたしまして、これは公表したいと考えておりますけれども、この中でご理解を得られるようにしていきたいといふうに考えております。以上で第51号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

【遠矢教育長】 ありがとうございました。事務局の方から説明が終わりました。内容につきまして、ご質問等あればお願ひいたします。白石委員。

【白石委員】 全体を通してなのですが、やはり真剣に、それとより深く疑問に思っていること、その他もろもろについてご指摘をいただいていると思います。それに対して回答を読ませていただくと丁寧に回答されているし、この内容については別途、解説版で回答していくといふうなご説明を受けましたので、そこまで丁寧にしていれば大丈夫ではないかと思います。

【遠矢教育長】 はい、ありがとうございます。他にご意見・ご質問等はございますか。

【釜瀬委員】 このパブリックコメントに意見を出された方は何名ぐらいいらっしゃるのですか。

【経済企画課課長】 10人です。

【釜瀬委員】 分かりました。意見いいですが、非常に理解があつて協力的で、前向きなご質問・ご意見なので、提案どおりとなつたのではないかと思っているところです。だいたいパブリックコメントでは、このように前向きな意見が多いのですか。私は勉強不足で皮肉に考える人間なもので、とても前向きに心配をして今後こうしたらという形の建

設的な意見が多かったような気がします。

【経営企画部世界遺産担当課長】 世界遺産担当の中村でございます。今ご指摘の部分は、どちらかというとパブリックコメントの全体的なところに、依拠するところがあると思いますが、おっしゃるようにパブリックコメントを出していただく方というのは、今回の条例に限らず、いろいろな市の行政施策に興味を持たれて、いろいろなご意見をいただく中で、真剣に意見を出して頂けるというのは、非常に我々も感謝しているところでございます。おおむねこれまで、他の計画等の意見等を見ますと、これは私の主観的な話ですが、7割8割の方は、それを前提に前向きなご意見をいただいているというところでございます。残りの2割3割程度の方は、どうしても様々な意見がありますので、批判的あるいは反対の意見等も出てくるような状況であるのではないかというふうな感想をもっております。今回の条例案につきましても、後半部分に少しその他の部分で書いていらっしゃるように、政教分離といったところで、憂慮されているご意見もいただいておりますので、この辺りにつきましては、憲法あるいは法律との齟齬のないように、我々も条例を意識して作っておりますので、今後、色々な施策を展開する中でも、そういったところの誤解のないように注意を払いながら、今後の取り組みを行っていきたいと考えております。

【釜瀬委員】 ありがとうございます。

【遠矢教育長】 よろしいですか。宮司委員いかがですか。

【宮司委員】 白石委員も釜瀬委員も言ったように、読むとすごく詳しい人が質問してきているんだという印象で、やはりこの世界遺産に関してもすごく興味があって、これからどんどん色々な人を見てもらうためには、大事な基本条例というのをきちんと作つていって欲しいなという気持ちを込めての意見だと思いますので、すごく有り難い意見だと思っております。

【遠矢教育長】 その他、何か質問等ございますか。

【各委員】 特にありません。

【遠矢教育長】 議案第5.1号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第5.1号は承認されました。

② 議案第5.2号、宗像市郷土文化学習交流館条例の一部を改正する条例(案)について(資料2) 《承認》

【遠矢教育長】 引き続きまして、議案第5.2号につきまして事務局の方から説明をお願いします。

【郷土文化課長】 はい、おはようございます。郷土文化課の吉原でございます。議案第5.2号宗像市郷土文化学習交流館条例の一部を改正する条例(案)についてご説明します。資料の13ページになります。この度世界遺産の登録が決定しましたことから、条例の文言を変えております。提案理由は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界遺産に登

録されたことに伴い、宗像市郷土文化学習交流館条例を改正する必要があるために、改正しております。お手元の資料の17ページ、改正条項の新旧表を載せております。現行は世界遺産登録推進活動に関することというのをあげておりましたが、世界遺産になったことから、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の価値の理解促進に関すること、と改めております。他、略しておりますところは、案の設置条例にも書いておりますが、これは郷土の歴史資料を展示・発表あるいは、体験学習の場を提供、という文言が入っております。以上、説明を終わります。

【遠矢教育長】 はい、ありがとうございました。内容等につきまして、何かご質問等がございましたらお願ひいたします。何かございませんか。

【郷土文化課長】 補足でございますが、大島の交流館の方も、文言は少し違いますが、世界遺産のガイダンス施設の位置付けですので、市長部局の方で同じように文言を改めております。

【遠矢教育長】 大島の交流館も同じ文言を使っているということですね。

【郷土文化課長】 はい。

【遠矢教育長】 基本的に今まで推進活動ということでしたが、世界遺産に登録されたので、こういうふうに価値の理解促進に改められたと。具体的に、例えば価値の理解促進に関するの中身は例えはどういうことを考えられているとかあるのですか。内容的に。

【郷土文化課長】 これは、計画が固まつてお知らせしようと思っていますが、現在、県の世界遺産の委員会がございまして、宗像市、福津市、福岡県で構成しておりますが、今月から、その予算で展示室の中に大型スクリーンを設けまして、沖ノ島の映像資料を再編集して、分かりやすくダイナミックに投影するような工事が始まっています。これは県主体で行っておりますが、私どもの方は世界遺産と市内に点在する遺跡、遺物これをどう結び付けていくかという、世界遺産のバックグラウンドをどう説明していくかというところが大きな業務になっていくかと思いますので、その辺の整理を今やっているところでございます。

【遠矢教育長】 はい、ありがとうございました。今交流館にあるのを回収して、大型のスクリーンを。それを海の道むなかた館で今年そういう計画があるのですね。

【郷土文化課長】 この場でご説明するのは、まだ。むなかた館は場所を提供しているようなもので、世界遺産のガイダンス施設の位置づけがあることから、世界遺産の担当部署で主導してやっております。大きな計画は県の方と一緒にやっているのですけれども、その計画がまだ固まっていないというのが現状でございまして、固まった後には、むなかた館の方で地域の郷土の歴史遺物とどう関連付けていくかというところを、我々が考えることになります。これにつきましては、こんなふうに行いますよというの、適宜この場でご報告、ご説明したいと思っております。

【遠矢教育長】 はい、分かりました。

【白石委員】 固まる時期というのは。

【郷土文化課長】 まだわかりません。世界遺産の方からは、連絡を受けておりませんので。今年度末くらいまでには固まるのではないかと思っているのですが。

【白石委員】 今年度末ですね。

【郷土文化課長】 私どものほうも声を大きくして、固まる時期はいつか、どういった内容かというの、今せかしているところでございます。

【遠矢教育長】 その他、何か質問等ございますか。

【各委員】 特にありません。

【遠矢教育長】 議案第52号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第52号議案は承認されました。

### ③ 議案第53号 宗像市体育施設条例の一部を改正する条例(案)について(資料3)

《承認》

### ④ 議案第54号 宗像市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)について(資料4) 《承認》

【文化スポーツ課】 文化スポーツ課の新海と申します。よろしくお願ひ致します。関連がありますので、議案53号と54号は一緒にご説明させていただきます。こちらにつきましては、宗像市民体育館の増改築によりまして、体育室Cという場所があるのですが、そちらの方に冷暖房を設置することになりました。その利用料金について設定するためあります。お手元の資料、21ページをご覧ください。こちらですが、利用料金の内容について記載させて頂いております。市の体育館にあります、体育室Cというところがあるのですが、こちらは、以前は窓が外に面しております、窓を開けることで、外気が取り込めるような形状になっておりました。この度、宗像市スポーツサポートセンターの機能を付け加えるということなりまして、ちょうど体育室Cの今まで外に面していたところに増改築を行っております。そちらの方に多目的室を設けたことによりまして、C室の窓が開かなくなるという状態になりました。窓が使用できないことと、利用者の利便性を向上させるためということで、この度冷暖房設備を設置することとなっております。こちらにつきましては、実費相当額については、負担していただきたいと考えておりますので、利用料金を設定させていただきました。こちらの利用料金につきましては、電気保安業務を委託しております業者の方に、料金プラン等をお答えいただいて、実際どれくらいの電気料金かかるのかというところをもとに、金額を計算しております。今のところ、提出していただきました資料を基に算出したものにつきましては、1時間当たり180円の料金をお願いしたいというふうに考えております。それに伴いまして、53号の体育施設条例ですけれども、第12号に使用料の欄があるのですが、照明設備の利用料金について記載をしておりますが、今回、冷暖房が入りますので、照明設備等として、冷暖房を加えると

いう形で記載をさせていただいております。54号につきましては、具体的な料金を記載しております。こちらの方は、市民体育館の方にあります照明の料金が書かれているのですけれど、31ページになりますが、市民体育館の欄の4番目の冷暖房設備というところに、1時間につき180円という項目を追加させていただくような形になります。説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【遠矢教育長】 はい、ありがとうございます。内容につきまして、何かご質問等があれば、お願ひいたします。何かありませんか。

【釜瀬委員】 この料金は今までの料金設定とだいたい遜色ないような料金設定をされているのでしょうか。

【文化スポーツ部スポーツ推進課】 今、市内にありますコミュニティセンターの同等の部屋、ホール、21ページの下の方に載せているのですけれども、一番近いところで、赤間コミュニティセンターのホールは一番近いと思っているのですけれども、そこと比べましても大きな差はないと考えております。大きな差もありませんし、算出した料金プランと照らし合わせながら、こちらの料金を設定させて頂いたというような状況になっております。

【遠矢教育長】 はい、同施設のとどと、そんなに遜色ない料金設定になつているということですね。

【遠矢教育長】 何か質問等ござりますか。

【各委員】 特にありません。

【遠矢教育長】 議案第53号から議案第54号議案について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第53号から議案第54号議案は承認されました。

⑥ 議案第55号 宗像市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)について(資料5)《承認》

⑥ 議案第56号 宗像市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)について(資料6)《承認》

【遠矢教育長】 続きまして、議案第55号と議案第56号も関連がありますので、一括して説明をお願いしたいと思います。はい。

【文化スポーツ部スポーツ推進課】 第55号の議案につきましては、体育施設の施行規則の中に減免の基準を設けております。こちらの方に、認定こども園のほうを追加するという議案になります。同じく56号ですけれども、こちらにつきましては、市内の学校の開放に関する規則になります。こちらも減免の中に、新たに認定こども園を追加していただくという議案の内容になります。これにつきましては以上ですので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【遠矢教育長】 はい、ありがとうございました。内容について何か質問があれば、

お願いいいたします。宗像市の体育施設の方は、市民体育館とか勤労者体育館とか、そういったところですよね。

【文化スポーツ課課長】 そうですね。はい。

【遠矢教育長】 BGも入りますか。

【文化スポーツ課課長】 BGも入ります。

【遠矢教育長】 そういうところですね。何かありますか。

【釜瀬委員】 提案とは少し観点がずれるかもしれません、宗像市の認定こども園はいくつあるのですか。

【子ども育成課長】 認定こども園は、いま3園ございます。

【釜瀬委員】 3園、わかりました。宗像市は、認定こども園を今から増やす方向ですか、それとも現状維持ですか。

【子ども育成課長】 市の方として増やそうとかいうところには至っていないのですが、現実的な話としては、来年度もう1園開園するところでございます。

【釜瀬委員】 はい、ありがとうございます。

【遠矢教育長】 何か質問等ございますか。

【各委員】 特にありません。

【遠矢教育長】 議案第55号から議案第56号議案について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第55号から議案第56号議案は承認されました。

【遠矢教育長】 次回開催予定日は、平成30年2月20日本曜日の午前10時から202会議室にて開催します。

平成30年3月22日

遠矢修

釜瀬計

